

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

【 公 印 省 略 】

一括下請負の禁止について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配ご高配を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会
建設部会基本問題小委員会中間取りまとめにおいても、実質的に施工に携わらな
い企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止
に係る判断基準の明確化を図る必要があるとの提言がなされたことから、別添の
とおり「一括下請負の禁止について」を定めた旨、土地・建設産業局長より通
知がまいっておりますので、お知らせ申し上げます。

なお、本通知の参考として、事例集及び判断基準の規定に係る改正箇所に対応
表が作成されましたので、併せてお知らせ申し上げます。